

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年亀山市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|---|--|-------------|---|--|
| 別表第4（第9条関係） | | | 別表第4（第9条関係） | | |
| 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 | 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 |
| 常時介護を要する状態 | 1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月ににおける介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550円</u> を超える | 常時介護を要する状態 | 1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月ににおける介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>171,650円</u> を超える |

| | | | | | | |
|------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | ときは、 <u>172,550円</u>) | | | ときは、 <u>171,650円</u>) | |
| | 2 1の月に親族 又はこれに準ず る者による介護 を受けた日があ るとき（その月 に介護に要する 費用を支出して 介護を受けた日 がある場合にあ っては、当該介 護に要する費用 として支出され た額が <u>77,890円</u> 以下で あるときに限 る。） | 月額 <u>77,890円</u> (新たに 介護補償 を支給す べき事由 が生じた 月にあつ ては、介 護に要す る費用と して支出 された額) | | 2 1の月に親族 又はこれに準ず る者による介護 を受けた日があ るとき（その月 に介護に要する 費用を支出して 介護を受けた日 がある場合にあ っては、当該介 護に要する費用 として支出され た額が <u>75,290円</u> 以下で あるときに限 る。） | 月額 <u>75,290円</u> (新たに 介護補償 を支給す べき事由 が生じた 月にあつ ては、介 護に要す る費用と して支出 された額) | |
| 随時介 護を要 する状 態 | 1 1の月に介護 に要する費用を 支出して介護を 受けた日がある とき（次号に掲 げる場合を除 く。） | その月に おける介 護に要す る費用と して支出 された費 用の額（ その額が <u>86,280円</u> を超え | | 随時介 護を要 する状 態 | 1 1の月に介護 に要する費用を 支出して介護を 受けた日がある とき（次号に掲 げる場合を除 く。） | その月に おける介 護に要す る費用と して支出 された費 用の額（ その額が <u>85,780円</u> を超え |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| | | るときは、 <u>86,280</u> 円) | | | るときは、 <u>85,780</u> 円) |
| 2 | 1の月に親族 又はこれに準ず る者による介護 を受けた日があ るとき（その月 に介護に要する 費用を支出して 介護を受けた日 がある場合にあ っては、当該介 護に要する費用 として支出され た額が <u>38,900</u> 円以下で あるときに限 る。） | 月額 <u>38,900</u> 円 (新たに 介護補償 を支給す べき事由 が生じた 月にあつ ては、介 護に要す る費用と して支出 された額) | 2 | 1の月に親族 又はこれに準ず る者による介護 を受けた日があ るとき（その月 に介護に要する 費用を支出して 介護を受けた日 がある場合にあ っては、当該介 護に要する費用 として支出され た額が <u>37,600</u> 円以下で あるときに限 る。） | 月額 <u>37,600</u> 円 (新たに 介護補償 を支給す べき事由 が生じた 月にあつ ては、介 護に要す る費用と して支出 された額) |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。